

わが国の経営者報酬制度高度化に向けた投資家からの提言

領家 広晴 CMA

目 次

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. はじめに | 5. 報酬ガバナンス |
| 2. わが国の経営者報酬の潮流 | 6. 日本企業への示唆 |
| 3. 報酬方針・ポリシーの策定 | 7. 終わりに |
| 4. 報酬水準・ミックスと評価指標の設定 | |

わが国では、コーポレートガバナンス・コード導入をきっかけに、経営者報酬制度の導入を検討する動きが出てきたものの、報酬の制度設計や情報開示という点では、発展途上の段階にある。そこで、経営者報酬の制度設計や情報開示について長年議論してきた英国のプラクティスを考察し、日本企業の課題への対応策を導き出すとともに、経営者報酬の高度化に向けた投資家と企業とのエンゲージメントの視点について提言する。

1. はじめに

欧米では、コーポレートガバナンスにおける議論において、経営者報酬は最も重要な視点の一つである。わが国においても、2015年のコーポレートガバナンス・コード（以下、CGコード）導入以降、経営者報酬に関する議論が活発になされてきた。本稿では、英国の経営者報酬方針・ポリシーや報酬水準、評価指標に対する考え方、投資家とのエンゲージメントなどのプラクティスを考察し、経営者報酬のあるべき姿とそこに向けた投

資家と企業とのエンゲージメントの視点を提言する。

本稿は、わが国の経営者報酬の現状と課題、英国の報酬制度設計と報酬ガバナンスのプラクティスの考察、プラクティスを踏まえた日本企業への示唆と投資家と企業とのエンゲージメントの視点から構成される。

わが国では、CGコード導入をきっかけに、経営者報酬に自社株報酬や業績連動報酬の導入を検討する動きが出てきたものの、現状は、まずはスキームを導入したという段階で、情報開示におい



領家 広晴 (りょうけ ひろはる)

三菱UFJ信託銀行アセットマネジメント事業部責任投資推進室 責任投資スペシャリスト。慶應義塾大学商学部卒業。東洋信託銀行（現・三菱UFJ信託銀行）入社後、国内株式アナリストなどを経て、国内株式チーフファンドマネジャーとして公的・企業年金などの資金を運用。欧米の企業と投資家のエンゲージメントや、ESG、経営者報酬、サクセッションなどがバナンスリサーチ業務を経て、2019年12月より現職。